

## 吹田市立図書館における広告掲載物品の無償提供に関する取扱要領

制定 平成25年12月16日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市広告掲載要領（平成19年9月13日制定。以下「掲載要領」という。）及び吹田市広告掲載基準（平成23年10月12日制定。以下「掲載基準」という。）に基づき、本市の図書館（以下「図書館」という。）における広告を掲載した物品（以下「物品」という。）の無償提供に関し必要な事項を定める。

(無償提供を受入れる物品)

第2条 無償提供を受入れることができる物品は、図書館の利用者の利便性の向上又は図書館の業務運営に資するもので、地域教育部長（以下「部長」という。）が適当と認めるものとする。

(物品の無償提供者の募集)

第3条 物品の無償提供を行う事業者（以下「提供申出者」という。）の募集については、次のとおりとする。

- (1) 物品の提供申出者の募集は、物品ごとに必要な事項を明らかにして、市報及び図書館ホームページに掲載し、公募する。
- (2) 物品の規格、募集方法、募集期間、その他必要な事項は別に定める。
- (3) 提供申出者は、物品ごとに指定された申込方法で、募集期間内に申し込まなければならない。
- (4) 募集期間が過ぎても応募がない場合は、随時受け付けることができる。
- (5) 本要領に定める募集事業の庶務は、吹田市立中央図書館において処理する。

(広告掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告の掲載された物品は、受入れしない。

- (1) 掲載要領第3条第1項各号に該当するもの
- (2) 掲載基準第5条各号に該当するもの
- (3) 掲載基準第6条各号に該当するもの
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものの広告
- (5) 市税等を滞納しているものの広告
- (6) 役員等が吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第7条及び第8条に規定する暴力団及び暴力団密接関係者であると認められるものの広告
- (7) 事業継続が1年未満のものの広告
- (8) 前7号に掲げるもののほか、広告として適当でない部長が判断するもの

(提供事業者の決定)

第5条 前条に該当しない物品の提供申出者が、募集枠を超えたときは、公益性を加味した上で、次の優先順位において決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 前号に掲げる以外の者で、吹田市内に事務所又は営業所を有する法人、又は自営業者

(3) 前2号に掲げる以外の法人、又は自営業者

2 前項各号のそれぞれにおいて、提供申出者が複数ある場合は、当該物品の数量、品質、使い勝手等を勘案し、提供を受入れる物品を決定するものとする。

3 前項においても決定できないときは、抽選により決定するものとする。

4 提供事業者の決定を行うにあたり、提供申出者に対して追加の資料の提出を求めることができる。

(無償提供承諾書の提出)

第6条 前条において受入れを決定した事業者(以下「提供者」という。)には、速やかにその旨通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

2 物品の提供にあたっては、提供者は事前に無償提供承諾書を図書館に提出するものとする。

(物品受領後の措置)

第7条 物品の受領後は、図書館は受領書を提供者に発行するものとする。

(経費の負担)

第8条 物品の製作及び提供に要する費用は、全て提供者の負担とする。

(提供者の責任等)

第9条 提供者は、掲載要領、掲載基準、本要領及び物品ごとの募集要項を遵守しなくてはならない。

2 提供される物品は、広告の内容等に係る財産権のすべてにおいて、適正に権利処理がなされており、又その内容等が第三者の権利を侵害していないこととする。

(物品の配布方法等)

第10条 物品を図書館の利用者に配布するに当たり、配布の対象者、期間、方法等を定める必要がある場合は、物品ごとの募集要項に定める。

2 配布後の物品の活用については、物品を受領した利用者によるものとする。

(物品の受入れ決定の取消し)

第11条 提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく物品の受入の決定を取り消すことができる。既に物品を使用している場合は、使用を中止することができる。

(1) 指定期日までに無償提供承諾書の提出がなかった場合

(2) 指定期日までに物品の提供がなかった場合

(3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合

(4) 虚偽の申し込みをしたと判明した場合

(5) 提供者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

(6) 前5号に掲げるもののほか、物品の受入れに支障があると部長が認めたとき。

(調査又は報告の義務)

第12条 物品の配布期間中において、提供者が第4条に該当するに至った場合、図書館は提供者に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

2 前項の調査及び報告がなされるまでの間、図書館は物品の使用を中止することができる。

3 提供者は、調査及び報告の結果、既納した物品に関し、図書館での配布をし難い事由が生じたときは、直ちに図書館に申し出、その指示に従わなければならない。

(裁判管轄)

第13条 この要領に定める物品に関する訴訟の提起等は、吹田市を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と提供者の双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月16日から施行する。